



地域猫活動を始めませんか

花壇や芝生でのふん尿被害、毎年のように生まれる子猫、猫が好きな人と嫌いな人とのトラブルなど、地域を悩ませていることの一つに野良猫問題があります。

野良猫に迷惑している人、かわいそうな猫がいて心を痛めている人、野良猫にエサをやっている人、無関心の人、それぞれ思いは異なりますが、共通する考えは「野良猫を減らしたい」ではないでしょうか。

解決策

合理的に野良猫の数を減らしていく



地域猫への取り組み



1 地域猫活動とは？

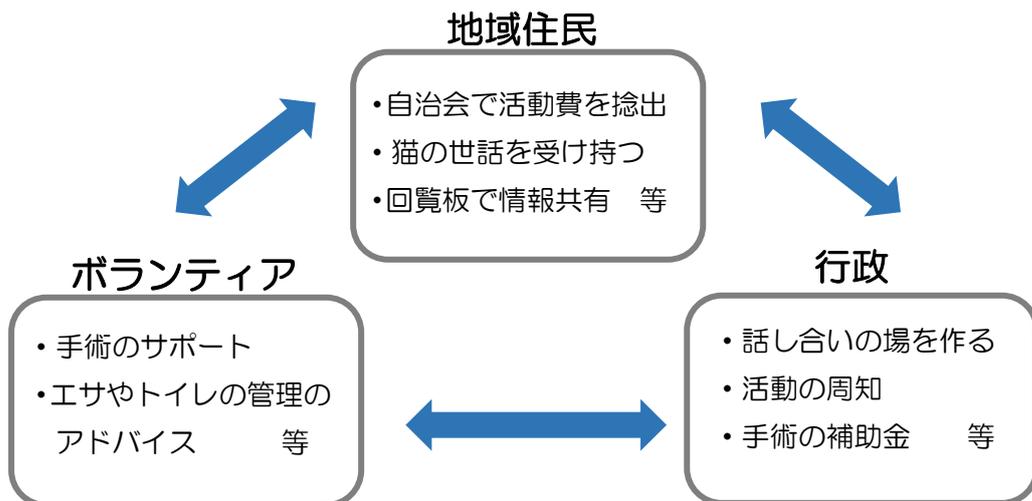
地域にお住まいの皆さんが主体となり、野良猫に不妊去勢手術をするなど適切な管理を行い、野良猫の数を減らすことで野良猫問題を解決し、「住みよい地域」をつくるための活動です。

■ポイントは【三者協働】

地域猫活動は、

地域住民 + ボランティア（経験のある個人・団体） + 行政 が

「地域の問題を地域で解決するため」に協働して行うことが重要です。



■地域猫とは？

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主がいない猫。

適切に管理することで、これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせる猫を指します。

Q エサやりを禁止すれば良いのではないか！

A エサをやる人がいなくなっても、猫は餓死しません。ゴミをあさったり、他の地域に移動したり、別の面で悩みの種になります。

2 誰が活動するの？

活動を行おうとする、その地域にお住まいの人が主体となり、取り組みます。「こんなことを誰がするのか」「悪いのはエサやりをする人だ」「自分はしたくない」「関係ない」と思う人は少なくありません。

しかし、地域の中には「動物のためなら」「これ以上、野良猫が増えないなら」「住みよい地域になるなら」などと協力してくれる人がいるはずです。

このような人を地域で募り、集まった人を中心に活動を始めていきます。

そして、活動をうまく進めるためには、近所の人々の理解を得られるような配慮が必要です。

■ポイントは【地域全体】

地域猫の前提として、「地域の理解と協力」があります。

取り組みには、さまざまな役割分担が必要になります。

対象地域の全員が、取り組みを理解していないと、うまくいきません。

地域の方は、大きく3者に分かれます

エサやりをしている人

・
猫が好きな人

2割

被害者にあっている人

・
猫が嫌いな人

2割

どちらでもない
中立の立場の人

6割

全ての人に活動内容を周知し、理解してもらう事が重要です

3 具体的には何をしますの？

(1) 地域住民の理解を得る

地域猫活動には、何よりも地域住民の理解が必要です。

理解のないまま一方的に活動すると、「無責任にエサを与える人がいて猫が増えて困る」「捕まえて虐待しているのではないか」と誤解され、人間同士のトラブルの原因になりかねません。

そのため、まず地域の人々に十分に趣旨を説明し、理解を得た上で活動を行う必要があります。

■ポイントは【十分な理解】

個人で不妊去勢手術やふん尿の管理に取り組んでいるケースがあります。この場合、熱心に活動していても地域に理解されずにトラブルになることがあります。

野良猫問題を解決し、住みやすい地域にするための活動であることを、周囲の住民に丁寧に説明します。

(2) 管理する猫の把握

飼い主のいない猫であることを確認し、地域猫として管理する（不妊去勢手術を実施する）猫のリスト等を作成します。

(例)

番号	性別	毛色	年齢 (推定)	特徴	手術の 有無	備考
1	メス	三毛	2歳		未	
2	不明	茶トラ	1歳	尻尾が短い	済 (耳カットあり)	半年ほど前から見かける
3	不明	白黒	半年位		未	1の三毛猫が産んだ子猫

(3) 猫の不妊去勢手術を行って、元の場所に戻す (TNR)

問題の根底は、野良猫が増えすぎたことによるものです。

猫は年に2~3回、1回に4~6頭の子猫を生むと言われています。生まれた子猫も生後半年で出産するようになります。

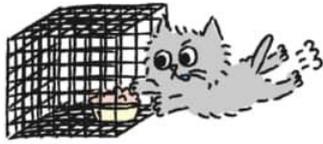
野良猫の数を減らすためには、何よりも不妊去勢手術が必要です。

猫の繁殖のスピードに負けないよう、対象地域にいる、全ての野良猫をできるだけ短期間に手術する必要があります。

市では、手術費用の補助金（オス 2,000 円・メス 4,000 円）があります。令和4年7月からは自治会長名で交付申請ができるようになりました。

Q TNR (ティー・エヌ・アール) とは？

野良猫を捕獲し、避妊・去勢手術をしたあと元の場所に戻すという方法です。手術時の麻酔がかかっているときに、耳先もV字にカットして手術済のしるしとしています。カット済みの猫は、繁殖しません。



Trap (トラップ)
捕獲



Neuter (ニューター)
不妊去勢手術



Return (リターン)
猫を元の場所に戻す

「せっかく捕まえたのだから、戻さないで処分してくれ」と言われる方もいますが、たとえ、ふん尿の被害があっても、処分目的の捕獲はできません。また、その地域から猫がいなくなると、また新しい野良猫がやってきてしまい、被害は減りません。手術済みの野良猫をもとの場所に戻すのは、猫にその地域のテリトリーを守らせ、別の所からの野良猫の流入を防ぐという意味もあります。

重要

次の(3)及び(4)が重要かつ、困難な取り組みです。地域の中で、協力者を探す必要があります。

(4) ふん尿の始末をする

エサ場の周辺で地域の合意が得られた場所にトイレを設置します。

猫は、エサやり場を中心に生活していることから、トイレはエサやり場の周辺に設置した方が、ふん尿被害が減少すると考えられます。

トイレのサポート役の方が、定期的にパトロールなどを行い、トイレ以外の場所のフンなどを処理し清掃します。

■ポイントは【毎日の管理】

プランターなどに真砂や園芸用の土、マタタビの粉と猫のふんを入れておけば、猫がトイレと認識して使うようになります。その後は毎日、ふんの清掃をします。



(5) 適正なエサやり

エサを与える時間と場所を固定します。

食べ残しはすぐに片付け、置きエサは絶対にしないでください。

エサやり場は、地域住民に迷惑がかからない場所を、場所の管理者の承諾を受けて設定します。

■ポイントは【置きエサは厳禁！】

置きエサの臭いに釣られて、手術してないよその野良猫やカラス・ハクビシン等の野生動物が集まってくるのを防止するため、置きエサは禁止します。

時間を決めて、猫の数だけお皿を準備し、食べ終わったらすぐに片付けます。

エサはお皿に入れ、
地面に直に置かない



食べこぼし等、周囲の掃除
も必要です



重要

不妊去勢手術（TNR）後の、トイレとエサの管理が、
地域猫の取り組み成功＝被害の軽減を左右します。
地域全体に声を掛け、協力者を探します。

再確認！

目的は、
「被害を軽減
して住みよい
地域を作る」

5 猫の飼い主さんをお願い

野良猫を増やさないために、猫を飼育している方は以下のことを心がけて下さい。

- (1) 屋内飼育をする。
- (2) 不妊去勢手術をする。
- (3) マイクロチップを装着させ、飼い主を明らかにする。。
- (4) 終生飼養をする（捨てない）。

■ポイントは【猫は完全室内飼育】

猫の室内飼育は、「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」でも、努力規定として定められています。

外に出る猫は、交通事故や病気・怪我のリスクが高まるだけでなく、よその庭でのふん尿や吐しゃ、物を壊すなど、トラブルの原因になります。

人と猫のために、飼い猫は室内で飼うようにしてください。

野良猫問題 Q & A

Q1 家の周りの野良猫をすぐに処分してもらうことはできないのか。

A1 野良猫は動物愛護管理法によって保護されており、虐待や殺処分は禁じられ、罰金刑も定められています。野良猫の引き取りも、動物愛護管理法の観点から、県や市では行なっておりません。市としては、即効性はありませんが、これ以上の繁殖を防ぐため、不妊・去勢手術を推奨しています。

Q2 近所に野良猫にエサをやっている人がいる。注意してほしい。

A2 動物愛護管理法により、エサやり自体を禁止はできませんが、周りに迷惑をかけないように、エサやりの後片付けやトイレの設置、不妊去勢手術の実施などを指導しています。管理されたエサやりを行なうことで、野良猫が無理やりエサを手に入れようとはしなくなり、結果的に家屋への侵入や、ゴミ荒らしなどを防ぐ効果などもあります。

Q3 野良猫問題で自治会が動く必要があるのか。

A3 野良猫問題は「たかが野良猫のこと」と軽視されがちです。しかしそれを放置しておく地域の中で猫好き・猫嫌いが分かれ、最終的に野良猫がきっかけとなり、人と人との間で大きなトラブルに発展していきます。「地域猫活動」は野良猫を守る活動ではなく、そこに住んでいる地域住民を守るための活動です。「まちづくり」の視点で問題解決にあたり、トラブルをゼロにしていくことを目標としています。そのため、地域の代表である自治会の御協力が必要であると考えています。

Q4 なぜ野良猫が生息して増えるのか。

A4 野良猫も元を辿れば、捨てられた飼い猫です。その捨てられた飼い猫が繁殖を繰り返して増え、トラブルを引き起こす野良猫になっています（猫は一年に2～3回妊娠し、一度に4～5匹出産します）。市でも様々な形でペットの終生飼養について啓発を行っていますが、野良猫を増やさないためには、飼い主が一度飼った猫について、一生飼い続ける責任を持つことが重要です（動物愛護管理法には「愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。」と明記されています）。

Q5 「地域猫」と「野良猫」はどう違うのか。

A5 「地域猫」とは、生息地域の住民の合意のもと、地域猫のルールに基づき、適正に管理されながら地域住民と共生する猫です。対して「野良猫」とは、特定の飼い主がおらず、地域で管理（地域猫）もされていない猫で、ゴミを漁ったり不特定の人からエサをもらって生息している猫です。

Q6 今すぐ野良猫の被害を防ぐにはどうしたら良いのか。

A6 野良猫問題の根本的な解決策である「地域猫活動」も即効性はありません。そのため地域として、早めに取り組むことが重要です。猫の習性等を利用した、一時的に被害を軽減させる方法などについては、市民団体が経験に基づいたアドバイスをすることもできます。

Q7 野良猫の責任は誰にあるのか。

A7 野良猫は、飼い猫が捨てられたことが原因で繁殖を繰り返していますが、その元の飼い主を特定することは極めて難しいのが現状です。しかし野良猫で困っている方がいる以上、問題をそのままにしておくことはできないため、「地域猫活動」によって解決を図ることを提案しています。

Q8 猫の多頭飼育の老人が急逝し、自宅売却に伴い多数の猫が外に出され、周辺地域が困惑している、どうすればよいか。(具体的な事例として)

A8 近年このような例は多いと思われませんが、地域全体の大きな問題として考え、まずは外に出された猫の不妊去勢を行なって繁殖制限をし、その後の対応を考えていくことをおすすめします。単なる一部の住人の困り事として放置すると、その間に繁殖してしまいます。また、野良猫対策はその地域に合わせた対策が必要なので、関係住民や自治会等と市環境保全課、市民団体の三者で相談し、対応していくことが必要です。

平塚市役所 環境保全課 環境対策担当

平塚市浅間町 9-1

電話 0463-23-9969

FAX 0463-21-9603